

強度行動障がいのある方への集中的支援について

障がい者支援課

1 概 要

自傷や他害、物の破壊などの行動が頻繁に起こる「強度行動障がい」の状態にある方への支援については、その背景にある個々の障がい特性に応じた支援や環境調整が必要であるが、状態が悪化した人に対する支援スキルを有する事業所や人材の確保が課題となっている。

当事者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めるため、専門性の高い人材（広域的支援人材）を有する（一社）長野県知的障がい福祉協会と連携し、適切なアセスメントに基づく有効な支援方法の整理、環境調整を集中的に行う取組（集中的支援）を試行する。

2 取組内容

(1) 集中的支援の実施方法

県が登録する広域的支援人材（現在のところ3名）が、対象者の利用する事業所を訪問し、事業所の職員や家族と連携し、対象者に対して3か月間の集中的支援を行う。

(2) 支援の流れ

県	広域的支援人材 (協 会)	事業所等	支給決定市町村等
支援人材の登録			
		支援実施の申請	支援対象基準 の適合を確認
支援人材の選定			支援実施の依頼
支援の実施要請	・アセスメント ・支援計画の作成		
	集中的支援の実施 ※		
	実施報告書の提出		
	支援方法の引継ぎ		

※集中的支援を実施した事業者には報酬上の加算→広域的支援人材への謝金等への充当を想定

3 期待される効果

- ・ 専門的なノウハウを有する人材による集中的な支援により、状態の軽減が期待される。
- ・ 当事者が利用する障害福祉サービス事業所の職員が、実地で支援のノウハウを学ぶことで、適切かつ有効な支援が可能となり、状態を悪化させない支援が期待される。

4 今後の取組

- ・ 2年間を目途に試行し、集中的支援のニーズの見極め、支援上の課題や成果を検証した上で、その後の支援策を検討する。
- ・ 平成26年度から開始した支援者養成研修を引き続き実施し、人材の育成を図る。
- ・ 令和6年度から国が開始した各事業所で支援の中心的な役割を果たす「中核的人材」の養成研修の充実と「広域的支援人材」の早期養成について、引き続き国に要望する。

【参考】

1 支援人材の育成について

人材区分		修了者	位置付け	研修実施主体
支援者	基礎研修	2, 145	特性を理解し、支援計画に基づく支援ができる人材	H26～指定研修事業者 (知的障がい福祉協会)
	実践研修	1, 318	アセスメント、支援計画の立案ができる人材	
中核的人材		3	事業所内でチーム支援のマネジメントを行える人材	R6～8 国 (各都道府県 3 人/年) R9～ 都道府県 (予定)
広域的支援人材		0 ※	状態が悪化した者のアセスメントと有効な支援方法を中核的人材に指導できる高度な専門性を有する人材	R7～ 国 [詳細未定]

※ 人材養成の体制が整うまでの間、中核的人材養成研修の講師、発達障がいサポートマネージャー、都道府県が認める者から選定することができる。

2 集中的支援の内容及び報酬（加算）の内容

支援の種類	加算の内容
①事業所訪問型	集中的支援加算（Ⅰ） 1000 単位／日 強度行動障がい有する児者の状態が悪化した場合、県が登録する広域的支援人材が障害者支援施設、G H等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間、月4回を限度に加算
②居住支援活用型	集中的支援加算（Ⅱ） 500 単位／日 強度行動障がい有する児者の状態が悪化した場合、県が登録する居住系施設が対象者を受け入れ、広域的支援人材の指導の下、3か月間の集中的支援を行った場合、3月以内の期間について加算

※事業所の報酬上の加算 → 広域的支援人材への謝金等として支払うことを想定